

イタリアから輸入される牛肉及び牛の内臓に係る食品健康影響評価に関する審議結果（案）についての意見・情報の募集結果について

1. 実施期間 平成27年11月25日～平成27年12月24日
2. 提出方法 インターネット、ファックス、郵送
3. 提出状況 1通
4. 意見・情報の概要及び食品安全委員会の回答

	意見・情報の概要※	食品安全委員会の回答
1	<p>イタリアはEUで無視できるリスクの国に認定されているとの事だが、飼料についてはよしとしても検査体制及び特定危険部位については問題があるのではと思われた（特にSRMに脊柱が含まれていないのは問題であると考え。また検査対象が少ないので発生が確認されず素通りしてしまう危険性があるのではと考える。）。これは再度の発生に対してやや脆弱な面を持つ体制であると考え。</p> <p>しかしながらイタリアは飼料規制で動物由来たん白質の給与を禁止しているとの事であるのでBSEに関する数々の問題が交差しての給与を行なっている国に比べ更に少ないものであり、状</p>	<p>御意見をいただき、ありがとうございます。評価に当たっては、イタリアにおける現行の飼料規制等のリスク管理措置を前提とし、牛群の感染状況、感染リスク及びBSE感染における牛と人の種間バリアの存在を踏まえ、30か月齢以下の牛由来の牛肉及び牛内臓（扁桃及び回腸遠位部以外）の摂取に由来するBSEプリオンによる人でのvCJD発症は考え難いと評価したものです。</p> <p>また、記載の誤りにつきましては、修正させていただきます。</p>

	<p>況として問題ないのではと考える。</p> <p>また、P17下部表「表5 イタリアの各年のBSEサーベイランス頭数」は表6の誤りであると察する。</p>	
--	---	--

※いただいた御意見については、原文のまま記載しています。